

家畜衛生だより

令和7年9月発行 No.19
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

韓国で今シーズン初の鳥インフルエンザを確認！！

9月12日（金）、韓国当局により韓国京畿道坡州市（韓国北部）の地鶏農場（約3,100羽飼養）においてH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨公表されました（病原性については検査中）。

発生国渡航者が帰国後1週間以内に農場（家さん飼養場所）に立ち入らないよう制限するとともに、渡り鳥の飛来により全国的に病原体の侵入リスクが高まるため、野鳥等に対するさらなる警戒が必要です。

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底を！！

国内において、昨シーズンは、令和6年10月17日の北海道（過去最も早い初発事例）における発生以降、本年2月までに51事例の飼養家さんにおける高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されました。また、野鳥については令和6年9月30日の初確認以降、令和7年6月17日（過去最も遅い発生）まで感染が確認されました。

欧州や北米では夏季にも本病の発生が続いており、感染した渡り鳥が多量のウイルスを国内に持ち込むリスクは今シーズンも非常に高いと考えられます。

◆野鳥、野生動物の誘因防止対策の確認

- ✓堆肥舎に防鳥ネットをかけているか？ 破卵は放置していないか？
- ✓定期的に整理整頓や枝払いを行い、野生動物の住処とならないようにしているか？

◆人・物を介したウイルスの侵入防止対策の確認

- ✓家さん舎に入るときは専用の作業着・長靴を使用しているか？
- ✓家さん舎内部・外部に破損箇所はないか？ 破損があった場合、すみやかに修理しているか？

**野外にはウイルスが存在しているという前提で
対策することが必要です！**

早期発見・早期通報が重要です！

本病のまん延防止対策のため、以下の特定症状を含む何らかの異常が認められた際には、当所まで早期通報をお願いします。

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

① 同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、遡って21日間の平均の死亡率の2倍以上の場合。

（※飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化等の事情の場合は除く。）

② 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈する場合。

③ 5羽以上の家きんがまとまって死亡あるいはうずくまっている場合。

《 農林水産省提供 発症例 》



鳥インフルエンザを発症し死亡した鶏



元気消失した鶏

農場へのウイルス侵入防止のため、飼養衛生管理の再徹底、
鶏の健康観察の励行、異常を認めた際の早期通報をお願いします。

*異常鶏が見られたときは、すぐに家畜保健衛生所までご連絡ください。

庄内家畜保健衛生所（24 時間対応）

0235-68-2151